

# 令和8年度事業計画

## I 事業方針

近年、高齢化の進行に伴う単身世帯の増加を背景に、民生委員定数は全国的に増加傾向にあります。一般に、世帯数の増加と民生委員定数の増加には一定の相関関係が認められますが、北海道においては、こうした関係が必ずしも当てはまらない状況にあります。令和7年12月の一斉改選では、北海道の民生委員定数は9,875名となり、前回改選と比較して75名の減員となりました。世帯数と民生委員定数が相関しない大きな要因として、本道の土地の広大さが挙げられます。委員の選任にあたっては、他県とは異なる地理的・社会的条件を踏まえた特殊性があり、今後は北海道独自の委員選任のあり方について、本格的に検討する必要があると認識しています。

また、令和7年12月一斉改選における委嘱者数は9,014名となり、欠員率は8.7%に上りました。これまでに例を見ない規模の欠員が生じており、民生委員制度の安定的な存続が危惧される状況にあります。このような事態を受け、本連盟では「委員の早期退任傾向」という課題に着目し、新たな候補者の確保と並行して、現任委員に可能な限り長く活動を継続していただくための方策について検討を重ねてきました。今後の民生委員児童委員活動や民児協の理念、その役割をいかに次代へ継承していくかを考えると、委員同士が支え合う民児協づくりが、なりて不足の解消に向けた重要な要素であると考えられます。本連盟では、各種研修事業や調査・研究を通じて、引き続きこれらの取り組みを推進していきます。

一方、不安定な国際情勢に起因する物価高騰や経済環境の悪化が続く中、我が国においても、少子高齢化や人口減少の進行、社会的孤立の深刻化など、国民生活を取り巻く課題は山積しています。このような状況下において、地域の身近な相談相手である民生委員児童委員に寄せられる期待は一層高まっていますが、その一方で、活動負担の大きさを懸念する声も多く寄せられています。国においては、選任要領の一部改正により委員選任要件の緩和が図られているものの、根本的な解決には至っていないのが現状です。

さらに、地域における福祉・生活課題はますます複雑化・深刻化しており、人々が安全・安心に住み続けられる地域づくりのためには、地域住民はもとより、多様な関係機関・団体等が連携・協働する「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。地域福祉推進の担い手である民生委員児童委員には、こうした連携・協働のハブ（結節点）としての役割が期待されています。

このような状況を踏まえ、本連盟では、「第3次北海道民生委員児童委員活動指針」を基本に据え、民生委員児童委員による地域福祉活動の一層の推進を呼びかけていきます。あわせて、近年多発している自然災害を見据え、住民同士が支え合える仕組みづくりや、災害時における支援活動のあり方について考える「災害に備える民生委員児童委員活動」について、一般化に向けた普及・啓発を図ります。

また、令和8年度は、「民生委員制度創設110周年」（令和9年度）の記念事業実施に向け、具体的な検討を進めるための実行委員会を設置します。民生委員児童委員および主任児童委員のこれまでの歩みを振り返ると共に、将来を展望する上でも意義深い事業であり、各支部・町村民児協をはじめ、自治体、関係機関・団体等と連携しながら、着実に準備を進めていく所存です。

以上の情勢認識を踏まえ、次の4点を重点項目として事業を推進します。

## II 重点推進項目

### 1. 一斉改選の結果検証と民児協のあり方に関する検討

本連盟では、今日的な「なりて不足」の課題に対応するため、実態調査の実施、研修による意欲向上を図るプログラムの開発、所轄行政庁との委員選任のあり方に関する協議など、さまざまな調査・研究・調整を重ねてきました。

令和8年度においても、民生委員制度の安定的な存続に寄与することを目的に、令和7年12月一斉改選の結果を多角的に検証し、今後必要となる取り組みについて改めて整理・検討します。

また、委員のなりて不足、次代を担う人材の確保、支え合う民児協づくり、研修の質の確保など、現在直面している多岐にわたる課題について、法人として検討を継続します。あわせて、これまで「民児協のあり方検討委員会」から答申を受けた提案について、その実現に向けた具体的な取り組みを進めます。

### 2. 学び方の多様性を担保する取り組み

本連盟では、コロナ禍での経験を通じて、オンラインを活用した会議・研修の開催、研修用DVDの制作による普及啓発、オンデマンド配信を活用した新たな学習環境の整備など、従来にはなかったノウハウを蓄積してきました。

近年、委員の就業率が高まる中、それぞれのライフスタイルに応じた学びの環境を整備することは、ますます重要となっています。オンラインサロンの開催を含め、研修動画の配信などオンデマンドを活用した「学び方の多様性を担保する取り組み」について、さらなる充実・強化を図ります。

### 3. なりて確保を意図した積極的なPR活動の展開

団塊の世代に属する委員が75歳以上を迎えた中、今後のなりて確保に向けては、委員のなりてとなり得る世代への積極的なアプローチが不可欠です。令和8年度以降は、民生委員児童委員活動強化週間事業等を通じ、とりわけ子育て世代を対象とした広報・啓発事業の充実を図るため、本連盟が作成する各種広報資材について、質・量の両面から拡充を進めます。

### 4. 民生委員制度創設110周年記念事業（令和9年度）の実施に向けた検討

令和9年度には、濟世顧問制度の創設から110周年という節目の年を迎えます。この意義深い節目を捉え、民生委員制度創設110周年記念事業実行委員会（仮称）を設置し、北海道における記念事業の実施に向けた取り組みや具体的な事業内容について検討を進めます。

# 公1 民生委員児童委員の資質向上のための研修事業

## ア 研修・研究協議事業

### (ア) 全道民児協会長・副会長研究協議会開催事業

民児協の代表として、社会福祉情勢の理解を深めると共に、民児協運営等に関する意見や情報を交換することなどにより民児協活動の活性化を図ることを目的に実施。

・令和8年6月9日(火)～10日(水) 札幌市・札幌パークホテル

### (イ) 全道児童委員活動研究集会開催事業

子どもを取り巻く様々な問題に対し、児童委員・主任児童委員としての活動を協議することで、子どもの支援者としての活動促進を図ることを目的に実施。

・令和8年8月19日(水)～20日(木) 札幌市・札幌パークホテル

### (ウ) 民生委員児童委員リーダー養成研修開催事業 ※名称変更

民児協運営、民生委員児童委員の中核的な役割を担うリーダーを養成するために、必要な知識と技術の習得を目的として、以下の3つの形態により研修を開催する。

#### (1) 新任民児協会長・副会長教室事業 (本連盟主催)

・開催期日 令和8年7月15日(水)～16日(木)

・参加対象 単位民児協において会長または副会長の職にあり当該役職の通算在任期間が3年未満であること他

・開催会場 北海道立道民活動センター (かでの2.7)

#### (2) 中堅民生委員児童委員教室事業 (指定支部募集型)

・地方開催を希望する支部を募集し実施。

#### (3) ファシリテーター養成研修事業 (指定支部募集型)

・地方開催を希望する支部を募集し実施。

### (エ) 民生委員児童委員活動推進講座開催事業

変化する社会福祉に関する制度や施策等について理解を深めることで、住民の支援を進めるための内容や姿勢等を習得することを目的に実施。以下の道内6会場で開催。

札幌会場 令和8年9月1日(火)・札幌市 (会場：北海道自治労会館)

旭川会場 令和8年9月2日(水)・旭川市 (会場：旭川市公会堂)

苫小牧会場 令和8年9月3日(木)・苫小牧市 (会場：苫小牧市文化交流センター)

函館会場 令和8年9月4日(金)・函館市 (会場：函館市民会館)

釧路会場 令和8年9月7日(月)・釧路市 (会場：釧路センチュリーキャッスルホテル)

北見会場 令和8年9月9日(水)・北見市 (会場：北見芸術文化ホール)

※札幌会場のみオンライン配信を予定

#### (オ) 民生委員児童委員専門研修事業

社会福祉情勢の変化を捉え、民生委員児童委員活動を進める上での留意点の確認や、多様なニーズへ対応するために必要な知識や技術の習得を図ることを目的に実施。

- ・開催期日 令和8年6月～11月（1日日程）
- ・参加対象 前年度から引き続き在職する民生委員児童委員及び主任児童委員
- ・開催会場 14か所（振興局管内ごとに実施）

#### (カ) 民生委員児童委員初任者研修事業

新たに委嘱された民生委員児童委員が、継続して地域住民への相談・支援活動が行えるよう基本的知識の習得を図ることを目的に実施。

- ・開催期日 令和9年1月～3月（1日日程）
- ・参加対象 今年度新たに委嘱を受けた民生委員児童委員及び主任児童委員
- ・開催会場 9か所（振興局管内を9ブロックに分けて実施）

### イ 民生委員児童委員（民児協）活動支援事業

#### (ア) 民生委員児童委員（民児協）活動支援事業

市町村民児協の研修・学習会への協力等、委員活動を支援することを目的に次の取り組みを実施する。

- (1) 役職員の講師派遣、研修受入等（オンライン含む）
- (2) 研修動画の制作およびオンライン配信
- (3) 視聴覚教材（DVD）の作成および配布
- (4) 視聴覚教材ならびに啓発資材等の貸出
- (5) オンラインサロンの開催

#### (イ) 民児協事務局職員研修会開催事業

民児協事務局担当職員および関係者に対して必要な研修機会を提供すると共に、民生委員児童委員活動を支える民児協事務局のあり方について考えることを目的に実施。

- ・令和8年5月21日(木)～22日(金) 札幌市・北海道自治労会館

#### (ウ) 北海道民生委員児童委員活動指針の取り組み

第3次北海道民生委員児童委員活動指針の普及啓発に取り組み、民児協における中長期計画の策定を呼びかけると共に、市町村民生委員児童委員協議会活性化事業の助成要件を第3次活動指針に基づく活動としてモデル民児協の指定を行い、充実した民児協活動の展開を図る。

#### (エ) 民生委員児童委員協議会のあり方に関する検討

委員のなりて不足、次代を担う人材の確保、支え合う民児協づくり、研修の質の担保など、現在直面している多岐にわたる今日的課題について、各種研究事業や検討を進める。

## 公2 道民への普及啓発事業及び調査研究事業

### ア 民生委員児童委員に関する調査研究事業

#### (ア) 地域支援調査（住民支え合いマップ調査）事業

- (1)モデル指定民児協に対する現地指導の実施および組織マネジメントの研究  
民児協として、住民支え合いマップに取り組むことを希望する民児協を1か所募集し、アドバイザー等の関係者による定期的な訪問支援を実施する。合わせて、その支援を通じて、民児協に対する組織マネジメントの具体的方法も研究する。
- (2)住民支え合いマップの普及・啓発にかかる研究および教材開発

#### (イ) 市町村民生委員児童委員協議会基本調査事業

道内の法定単位民児協等の組織、運営、財務、事業に関する事項を把握することで、民児協活動の充実と強化を図るための基礎資料を作成し、以下の事項に関して研究を進めることを目的に調査を実施する。

- ・ 研究事項
  - ①法定単位民生委員児童委員協議会の実態に関する事項
  - ②法定単位民生委員児童委員協議会機能の活性化に関する事項
  - ③民生委員児童委員関連研修のあり方の整理に関する事項
  - ④連合組織（市連合民児協、地区支部）の役割の明確化に関する事項
  - ⑤第3次北海道民生委員児童委員活動指針の推進方法に関する事項
- ・ 調査対象 法定単位民児協(419か所)、市連合民児協(27か所)、地区支部(14か所)
- ・ 調査時期 令和8年5月中旬～7月中旬
- ・ 調査項目
  - ①所属区域の概況
  - ②所属委員の構成および弁償費
  - ③法定民児協組織
  - ④民児協運営
  - ⑤連絡手段および情報の取り扱い
  - ⑥研修および人材育成
  - ⑦活動や関係機関との連携
  - ⑧第3次活動指針の取り組み状況

### イ 一般道民への普及啓発事業

#### (ア) ホームページ開設事業

一般住民に対する民生委員児童委員活動の啓発や、民生委員児童委員への情報提供、市町村民児協事務局との連携等を目的に以下の取り組みを行う。

- (1)民生委員児童委員活動の情報掲載
- (2)Eメールによる質問の受付
- (3)民生委員児童委員活動に関する研究等資料の掲載
- (4)研修動画サイトの開設
- (5)民生委員児童委員専用ページの運用

## (6)事務局専用ページの運用

(イ) 民生委員・児童委員の日（5月12日・濟世顧問制度の創設日）ならびに民生委員児童委員活動強化週間事業（5月12日から5月18日まで）、民生委員児童委員活動資料の作成・配付事業

民生委員児童委員活動の充実を図るために、市町村民児協に対して、以下の活動強化を働きかけると共に、活動に必要な資材等を提供する。

### (1)活動強化を働きかける取り組み

#### ○個別支援・民児協運営関連

新制度等に関する研修会の開催、丁寧な訪問活動と地域住民の状況把握促進、福祉票や世帯票の点検・整理の促進、広報等のPR活動、福祉サービスに関する情報の提供促進、相談・支援活動の充実促進

#### ○児童委員活動の充実強化関連

- ・児童部会の設置を促進および児童関係事業の推進体制を整備
- ・児童委員協議会の開催による児童に関する情報交換の実施促進
- ・主任児童委員を中心とした学校訪問や関係機関との連携促進
- ・こんにちは赤ちゃん運動やすきやき隊など市町村の取り組みとの連携促進

#### ○災害時に備える活動関連

- ・災害に備える民児協内部体制づくり
- ・避難行動要支援者名簿や要援護者マップの整備、個別避難計画作成の協力
- ・災害時要援護者の自助努力支援と関係機関・団体との支援体制づくり

### (2)道民児連の取り組み

- 市町村民児協が取り組む活動の例示、情報共有
- 「民生委員児童委員パンフレット」の作成、配付
- 「子どもと学ぶパンフレット」の作成、配布
- 「啓発用ポケットティッシュ」の作成、配付（試行実施）

### (ウ) 関係機関・団体等との普及啓発事業

- ・北海道社会福祉協議会民生児童委員部会への参画
- ・北海道社会福祉大会への協力
- ・生活福祉資金等貸付業務の協力
- ・市町村社会福祉協議会との連携
- ・道行政等並びに市町村行政への協力と連携
- ・全民児連事業の協力及び東北県民児協、関係機関・団体との連携  
全国民生委員児童委員大会への派遣並びに参加調整  
令和8年10月29日（木）～30日（金） 滋賀県・大津市
- ・全国児童委員・主任児童委員活動研修会の参加調整  
開催期日、会場未定

- ・全国民生委員指導者研修会（民生委員大学）への派遣  
開催期日未定 神奈川県・三浦郡葉山町
- ・民生委員児童委員リーダー研修会の参加調整  
開催期日、会場未定
- ・北海道・東北ブロック道県・指定都市民児協会長等会議への参加  
令和8年度6月10日(水)～11日(木) 福島県・福島市
- ・日本福祉教育・ボランティア学習学会との連携
- ・その他関係機関・団体との連携

## ウ 市町村民児協活性化事業

### (ア) 市町村民児協活性化事業

#### (1)一般事業指定

モデル民児協を指定し、第3次北海道民生委員児童委員活動指針への取り組みに必要な事業経費や活動基盤の整備等への助成を行い、民児協活動の充実した活動の展開を促進する。

- ・指定地区 概ね5か所
- ・指定期間 最大2年間（令和8年度または令和8・9年度）
- ・助成金額 年額（基本額）10万円 ※上限額

#### (2)特別事業指定

一般事業指定又はテーマ特化型指定を受けモデル事業を実施した結果、関連して新たに取り組みたい又は延長したい活動が対象。ただし、先駆性・先見性が認められる場合に限る。

- ・指定地区 1か所
- ・指定期間 1～3年間（任意）
- ・助成金額 年額（基本額）10万円 ※上限額

#### (3)テーマ特化型指定

民生委員児童委員を取り巻く諸課題の解決に向けて、本連盟が指定したテーマに取り組む民児協を募集し、本連盟と共にその取り組みを進めることで、民児協組織を基軸とした民児協体制および活動の充実強化や地域福祉の向上を図る。

- ・指定地区 各テーマにつき1か所
- ・指定期間 1～2年間（任意）
- ・助成金額 年額（基本額）10万円 ※上限額
- ・テーマ
  - ①民児協活動マニュアルの作成
  - ②住民支え合いマップの実施
  - ③中堅民生委員児童委員教室の実施
  - ④ファシリテーター養成研修の実施

## (イ) 北海道民生委員児童委員災害時住民救援活動支援事業

災害が発生した地域において、委員による住民救援活動を支援する「道民児連災害時活動支援金助成事業」制度の運用を図り、直接的、側面的支援を行うと共に、本連盟としての市町村民児協支援にかかる「道民児連災害時対応ガイドライン」の運用を行う。

また、「北海道民生委員児童委員災害時活動指針～災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」により、発災時の基本的な考え方や、災害のフェーズに合わせた活動のあり方等に関して普及・啓発を図る。

## 他1 民生委員児童委員の互助共済及び福利厚生事業等

### ア 互助共済・連絡事業

全国が行う互助共励事業と本連盟が行う互助共済事業の2つの制度から見舞金、弔慰金を給付する委員相互の共済制度の運営を実施。

- ・ 民生委員児童委員互助共済事業の運営  
死亡弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金、退任慰労金の給付
- ・ 互助共済事業運営委員会の設置開催
- ・ 民生委員・児童委員活動保険への協力  
民生委員児童委員名簿の備え置き等保険運用に係る側面的協力を行う。

### イ 広報発行事業

広報紙を通して、変化する福祉制度や行政施策、本連盟が進める各種事業、道内委員の活動状況などの情報を提供することを目的に実施。

- ・ 広報紙「アンテナ道民児連」の発行  
年3回発行 A4版10,500部（全委員に配布）

### ウ 全道物故民生委員児童委員慰霊祭事業

地域住民の相談・支援に献身的に尽くされた民生委員児童委員で在任中に亡くなられた委員、1期以上務められ退任後に亡くなられた方を対象とした慰霊祭を実施。

- ・ 令和8年6月12日（金）札幌市・円山公園慰霊碑前

### エ 支部長セミナー、地区・市支部長・町村民児協会長・事務局会議開催事業

市町村民児協の運営や活動の充実を推進するため、その牽引役である地区・市支部長を対象としたセミナーの開催、本連盟事業を推進するための地区・市支部長、町村民児協会長、事務局会議を開催する。

(ア) 支部長セミナー開催事業

・令和8年4月14日(火)～15日(水) 札幌市・北海道立道民活動センター(かでの2.7)

(イ) 地区・市支部長、町村民児協会長、事務局会議開催事業

・令和8年11月13日(金) 札幌市・ホテルポールスター札幌

※退任委員感謝状贈呈事業およびFAX情報・事務通信事業は令和7年度をもって廃止。

## 法人運営管理事業

### ア 本連盟組織・事業等の運営推進

正副会長会議、理事会、評議員会、監事監査、委員会等を開催し、本連盟の運営ならびに強化を図る。

また、民生委員制度創設110周年(令和9年度)に向けて、実行委員会を設置し、記念大会の開催、PR活動、記念誌の発行などの具体的な取り組みについて協議・検討する。

### イ 予算対策運動等の推進

民生委員児童委員活動に関する予算対策等を推進する。

### ウ 公益財団法人として適正な法人運営

公益法人として求められる事業・財務報告書類等適正な運営を図る。